

旭川市在宅医療及び介護連携推進検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号の規定による在宅医療・介護連携推進事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2の8第1号の規定に基づき、医療・介護関係者により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討するため、旭川市在宅医療及び介護連携推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討又は意見交換を行う。

- (1) 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。
- (2) 地域における在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策に関すること。
- (3) 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に関すること。
- (4) 医療・介護関係者間の情報の共有に関すること。
- (5) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助に関すること。
- (6) 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のための研修に関すること。
- (7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に関すること。
- (8) 他の市町村との広域的な連携に関すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから参加者20人以内をもって組織する。

- (1) 保健、医療又は福祉の関係者
- (2) 市長が適当と認めた者

(会議)

第4条 検討会は、市長が招集する。

2 検討会の進行は、福祉保険部長寿社会課において行う。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉保険部長寿社会課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。